

「言語の多様性に関する啓蒙・教育プロジェクト助成」に関する規程

日本言語学会

(目的)

1 本制度は、日本言語学会（以下「学会」）の会員が共同で、学会の社会貢献活動ないし教育活動の一環として以下のプロジェクトを実施することに対して、経費を助成することを目的とする。

- a. 現在・過去・将来における人間言語の多様性に関する調査研究の成果を社会に発信するための啓蒙的プロジェクト（学会ホームページでの情報発信、シンポジウムの開催、その他の広報活動等）
- b. 言語の多様性に関する調査研究を活性化し普及させるための教育的プロジェクト（若手研究者育成のためのセミナーの開催等）
- c. 会員による言語の多様性に関する社会貢献・社会連携として特に重要と認められるプロジェクト

(助成金)

- 2 助成金額は、プロジェクト1件につき50万円を上限とする。
- 3 採択件数は毎年度若干件とし、助成金の総額は毎年度100万円を上限とする。
- 4 助成金の使途は以下のものに限り、他の助成金等と使途が重複してはならない。
 - a. 作業委託費（ホームページコンテンツの作成等）
 - b. 作業補助、翻訳等のための謝金
 - c. シンポジウム・セミナー等開催のための費用（講師旅費、謝金、会場費、資料印刷費等）
 - d. 会議等のための旅費・会場費
 - e. その他会長が適当と認めたもの
- 5 助成金により作成したものを公開する場合、あるいはシンポジウム・セミナー等を開催する場合は、本助成金による旨を明示しなければならない。また、プロジェクト終了後も、会員が学会ホームページを通じてプロジェクトの成果にアクセスできるようにしなければならない。
- 6 本制度の目的に反する行為、研究者としてのモラルに反する行為があった場合は、プロジェクトの実施期間中か終了後かを問わず、助成を取り消す。その場合、プロジェクトの代表者は助成金を全額返納しなければならない。

(実施期間)

- 7 プロジェクトの実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 8 同一プロジェクトを継続する場合も、年度毎に申請するものとする。

(申請条件)

- 9 プロジェクトは、複数の個人会員で組織・実施する。

- 10 プロジェクトの代表者は、学生会員を除く個人会員とする。代表者以外のメンバーは学生会員でもよい。
- 11 プロジェクトの代表者は、応募時においてその年度の会費を納入していなければならない。
- 12 採択されたプロジェクトの代表者およびメンバーは、助成金交付時まで実施年度の会費を納入しなければならない(会費納入を銀行自動引き落としにしている場合を除く)。

(申請から採否決定まで)

- 13 プロジェクトの代表者は、所定の期日までに申請書を学会事務局に電子メールで提出する。
- 14 プロジェクトの採否および助成金額は、常任委員会の審議を経て会長が決定し、その結果を評議員会で報告する。
- 15 プロジェクトの採否結果および助成金の決定額は、決定後すみやかに書面で代表者に通知する。
- 16 プロジェクトの採択に際し、計画の一部変更、あるいは他のプロジェクトとの統合を条件とすることがある。

(実績報告と評価)

- 17 プロジェクト実施期間中に会長から指示があった場合は、代表者はすみやかに活動状況ならびに会計状況を報告しなければならない。
- 18 プロジェクトの代表者は、実施状況を随時学会ホームページ上で報告するとともに、実施年度の3月31日までに、会長に対し活動報告書と会計報告書を提出する。
- 19 プロジェクトの活動内容および支出の適切性に関する評価を常任委員会が行い、会長がその結果を会計監査委員および評議員会に報告する。

(募集要項等)

- 20 本規程の実施に関わる募集要項および諸様式は、常任委員会の承認を経て、会長が定める。

(附則)

1. 本規程は2011年1月1日より施行する。

(2010年11月27日、評議員会承認)
(2018年3月14日、常任委員会承認)